

平成 21 年 8 月 14 日
厚生労働省

化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価

候補物質・案件についての意見公募要領

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害防止のため、リスク評価を実施し、この結果を踏まえて健康障害防止措置の導入を行っておりますが、効果的なリスク評価の実施、リスク評価手順の透明化等の観点から、今後、リスク評価を実施すべき化学物質又は案件※について意見を募集することといたしました。

リスク評価候補物質・案件について御提案がありましたら、平成 21 年 9 月 12 日（土）（必着）までに、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールのアドレス）を明記の上、郵便、ファクス又は電子メールにより、下記までお寄せ下さい。

なお、御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールのアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等における照会・確認のためにのみ利用します。

御提出いただいた意見につきましては、厚生労働省の検討会（「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」）において検討させていただくこととなります。提出いただいた意見については、必ずしも全てがリスク評価の対象物質になるわけではなく、有害性等のリスク評価の優先度、実行可能性を踏まえて、選定させていただくこととなります。また、提出いただいた意見については、氏名又は名称も含めて公表させていただく場合があるので、匿名又は御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨を付記願います。

また、御提出頂いた意見等の検討結果等については、ホームページ上に公表いたしますが、個々の御意見に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

なお、意見書の提出は、日本語でお願いします。

※ 案件とは、物質名が特定できないようなケースを想定したもので、例えば、混合・蒸留作業での硫化水素を発生させるような作業のことを指します。

[インターネットによる御意見はここをクリックして下さい。](#)

*入力フォームの「※件名」欄に「リスク評価候補物質・案件の募集について」と入力してください。

御意見の送付先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室リスク評価班

郵便：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

ファックス：03-3502-1598

照会先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室リスク評価班

TEL：03-5253-1111（代表）

（内線：5511）

※ 電話による意見はできませんので、あらかじめご了承ください。

別紙様式

意見書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室 あて

郵便番号：〒 —
住所：
氏名（注1）：
電話番号：
電子メールアドレス：

「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価候補物質・案件についての意見募集」に関して意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合には、下欄に別紙に記載する旨を明記した上で、意見を記載した別紙を添付する。（注2））

（リスク評価候補物質・案件）

（リスク評価が必要と考える理由）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価候補物質・案件の募集について

1. 経緯

- (1) 労働分野における化学物質のリスク評価については、平成 18 年度に開始され、平成 20 年度までに約 60 物質のリスク評価に着手している（一部物質については、リスク評価中）。
- (2) リスク評価対象物質については、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく文書交付（MSDS）対象物質のうち、IARC（国際がん研究センター）、EU（欧州連合）で発がん性が高いと指摘された物質（リスト化物質）から選定してきたが、平成 21 年度リスク評価により、当該物質のリスク評価対応を終了する予定である。
- (3) このことから、リスク評価に係る企画検討会において、平成 22 年度以降のリスク評価対象について検討した結果、
 - ・ 国際機関等においてリスト化されていない物質であっても試験研究機関等で発がん性が指摘されているもの
 - ・ 国内企業、労働者レベルで有害性が懸念されるもの等があり、リスク評価対象物質を選定するに当たっては、その候補物質について、関係者から情報を募集することが必要と示された。

2. 今後のリスク評価対象物質の選定方針

- (1) 上記経緯を踏まえ、今後のリスク評価対象物質の選定に当たっては、
 - ① リスク評価検討会メンバー等からリスク評価候補物質・案件について意見を求める。
 - ② 任意のパブリックコメントを実施し、リスク評価候補物質・案件について意見を求める。
- (2) 提出されたリスク評価候補物質・案件については、企画検討会において、「リスク評価対象物質（案件）の選定基準」を策定し、当該基準をもとに、リスク評価対象物質を選定することとする。

3. 今後のスケジュール

- | | | |
|-------|---|---|
| 7月14日 | 第1回 企画検討会 | <ul style="list-style-type: none">・ リスク評価対象物質選定手順を了承・ リスク評価対象物質（案件）の選定基準の検討を開始 |
| 8月～9月 | リスク評価検討会メンバーからの候補物質・案件の募集
パブリックコメントの実施 | |
| 9月 | 第2回 企画検討会（予定） | <ul style="list-style-type: none">・ リスク評価対象物質（案件）の選定基準の策定・ リスク評価対象物質の選定 |